

令和6年6月19日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇 部 市 議 会 文 教 民 生 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和6年6月19日（水）

午前9時29分から午前11時9分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件 （1）請 願 第 1 号 破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願

（2）議案第62号 工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事）

（3）報 告 宇部市学校給食運営委員会の開催状況について

（4）議案第63号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

（5）その他

4 出席委員（9名）

委 員 長	鴻 池 博 之 君	副委員長	浅 田 徹 君
委 員	芥 川 貴久爾 君	委 員	五十嵐 仁 美 君
委 員	岩 村 誠 君	委 員	志 賀 光 法 君
委 員	真 宅 宣 昭 君	委 員	猶 克 実 君
委 員	吉 松 剛 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名） 議 長 山 下 節 子 君

7 説明のため出席した者

（1）請 願 第 1 号 破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願

紹 介 議 員 三 好 保 雄 君

（2）議案第62号 工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事）

観光スポーツ文化部

部 長	青 山 佳 代 君
次 長	森 本 哲 也 君
次 長	白 井 幸 雄 君
スポーツ振興課長	明 徳 義 和 君
同 課 主 幹	岡 田 英 治 君
同課副課長	東 野 伸 行 君

(3) 報 告 宇部市学校給食運営委員会の開催状況について

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
教 育 部 長	床 本 博 君
教 育 次 長	中 村 大 吾 君
学校給食課長	岡 田 伊都子 君
同課副課長	神 田 真 一 君

(4) 議案第63号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

健康福祉部

部 長	佐々木 里 佳 君
次 長	島 田 伸 弘 君
次 長	加 生 明 美 君
保険年金課長	重 村 一 郎 君
同課副課長	田 中 晶 子 君

8 事務局職員出席者

議事総務課長	吉 武 智 子 君
書 記	木 村 美 紀 君

9 傍聴者

宇部日報ほか2名

——— 午前9時29分開会 ———

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在2人の申込みがありますので、これを許可することといたします。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し上げます。

それでは初めに、請願第1号破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願を議題といたします。

まず、担当書記に朗読させます。

〔担当書記が請願第1号を朗読〕

委員長（鴻池 博之 君） 本請願の内容は、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。

本請願の審査に当たり、紹介議員であります、三好議員に説明を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、三好議員に入室していただくため、このまましばらくお待ちください。

〔三好議員入室〕

紹介議員（三好 保雄 君） おはようございます。今日はありがとうございます。

委員長（鴻池 博之 君） それでは説明を三好議員、お願いいたします。

紹介議員（三好 保雄 君） はい。お時間を取っていただきましてありがとうございます。

これは、破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願です。

請願事項といたしまして、「市におかれては、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、市民に十二分に周知する取組を行われるよう強く要望する」ということで、その理由を説明させていただきます。

今、読んでいただきましたように、非常に今、日本国内で太陽光パネルをたくさん作っています。

屋根の上に載せているのもそうですけれども、休耕田、田畑と、山口県内でも、どんどんここの太陽光パネルになったのかと、皆さんも御存じだと思いのですけれども。

いろいろ新聞等でも御存じだと思いますけれども。

火災とかですね。5月10日の読売新聞に出ておりました。

こういうものがあつたと、皆さんも御覧になったと思うのですが。

3月に鹿児島市、鹿児島県伊佐市、4月に仙台市ということで、もう消防のほうも近づけなくて、そのままほっておいて20時間ぐらい鎮火するまで待つておかないといけない。

それで、太陽光パネルというのは壊れてしまっても全部セルが発電している直流なのですよね。それで、そこで水がかかってくともうそれですぐ、感電していくということで近づけないというもので。だからホースで放水するとホースを通じて感電するみたいなどころもあるのではないかなと思うのです。濡れたところは全部感電してしまうということで、消防隊の方の危険性もあります。

それから火災ですけれども、とにかく一般家庭の中でも、やはり屋根材の上で、直接木の上に載せているというふうな施工の仕方をされているところもあります。これも非常に火災が危険ではないかということもあります。

私がその問題にしているのは水源の近くで、宇部では小野湖の周りです。この辺り、先日調べてみました。ダムの上で上がったところに、やはり本当に小野湖の近くに大きな太陽光パネルソーラーがかなりの数があります。それがもし何か破損したら、物質が流れていってしまうだろうということです。

私が調べたものでは、鉛、セレン、カドミウムというやはり有害物質、これがやはり水道水に混入してしまい、浄水場ではなかなかそれが取り除けないだろうということもあります。

それで、1月1日に能登半島地震がありました。地震の中で、太陽光パネルが非常に破損したと。とにかく全部壊れてしまっても、個々においては電線につながってなくてもそれぞれの部分で全部発電しているのだと。このように小さく、持てるぐらいの大きさになったとしても、そこで発電をしているということ。それが小さな火種になって火災の危険もありますし、感電の危険もあるということ、私も非常にびっくりしましたし、能登の方々も非常にそれで困ったということがありました。

そこに書いてありますように、とにかく我々市民、国民が知っておくことがある。設置するのはそれぞれの御家庭であったり、それぞれ土地を売った方であったりするのですけれども。そこを知ることによって、やはり破損しないような設備を作る、少しお金がかかってもやるということができないのではないかと。とにかく、市民の皆さんに情報を周知できるようにしていくことで多く解決できるのではないかと。

それで、能登の方と私も議員仲間でも知り合いがいるので聞いてみたのですけれども。山の斜面が、例えば崩れますよね。そうすると、パネルの下がなくなりますから、ふにゃと下がってくると。そうすると下がっている部分で、下がないわけですから、パキンパキンとそこで割れてしまう。

太陽光パネル、石をあてても大丈夫だよと、かつて日本のメーカーが作っていた時はそうだったのですけれども、今ほとんど中国製になっております。

業者さんから私は聞いたのですけれども、——「今ね、三好さん、パネルというのはすごく弱いのですよ。自分たちが工事している時も気をつけてやるのだけれども、なにか木の枝とかに当たってそこでパリンと割れてしまうと、全部そのところからモジュールで不都合が出てくる」というようなことを、聞いたりしています。

今の製品が製品として弱くなっているということ。それから今、災害時に非常に危ないということ。それから、宇部市の場合、特に小野湖の水源の近くにも作られていると。

これ、やはり林議員さんもいろいろ太陽光パネルのことで、一般質問されておりましたけれど

も、とにかく市民が知っていて、選択する。市民の方が最初のスタートですから、そこをやはり、お願いするためにも、市民に周知徹底していける啓発がお願いできるかなというための請願でございます。

以上で、説明を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 感電とか火災の恐れがあるということなのですけども、具体的にこの太陽光パネルによって、感電があつて何か事故があつたとか、あるいはそれで火災が発生したという、そういう事例というのはあるのでしょうか。

紹介議員（三好 保雄 君） 宇部市ですか。

委 員（五十嵐 仁美 君） いや、宇部市…。全国も含めてですね。

紹介議員（三好 保雄 君） ここに、先ほど新聞をお見せしましたように、このような事例で火災が起きているということはあります。全国で何件起きたかちょっと数は調べてないのですけども。かなり論文とかも調べてみたのですけども、太陽光パネルの火災についてということで、大学の先生が出されているものもありました。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） ここでは能登半島地震で、たくさんの太陽光発電施設が破壊されて流されたとかあつたのですけども、この能登半島でもやはりそういう事例が生じていましたか。

紹介議員（三好 保雄 君） そうです。

今おっしゃった能登半島の写真も私も議員に見せていただいて、今日持って来ればよかったのですけども、かなり出ているという事例がありました。

今、ここの請願の中にもありましたように、崩れて道路を塞いだというものもあります。その太陽光パネルが邪魔になったということもあります。火災にならなくてもです。

太陽光パネルというものが非常に厄介な動きをしてしまっているという事例がございました。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） 能登の場合には、太陽光パネルが家についてるものなどは、当然家が崩壊すれば、それは流れたりするでしょうけれども、その太陽光パネルが原因で火災が発生したりとかいう事例があつたのですか。能登でも。

紹介議員（三好 保雄 君） 太陽光パネルが原因で、それで燃えたとかという、直接がそこだったとは分かりません。それで例えば台所で火を使っておられたとかというのはあるかもしれないけれども、太陽光パネル自体だけが原因で、その家が火災になったということはちょっとそこは調べておりません。しかし、太陽光パネルが、災害の時に非常に問題になったというのは、

議員から聞いております。

委員長（鴻池 博之 君） はい、眞宅委員。

委員（眞宅 宣昭 君） 私は電気関係の仕事をしていまして、直流電源を主に扱っているのですが、直流というものはプラスとマイナスと分かれていまして、片方触っただけでは何もないのですが、触ると感電するということで、完全に両方触った場合、太陽光は電圧が低いのですが、容量が大きいのですごく電流があると電流が流れます。

こういう知識がない方が扱うと感電したり、またそれがショートすると、容量が大きいので、発火の直流が短絡するとすごく電流が流れますので。発火する危険性も十分あると思いますし、やはり一般の方、電気の知識がある人はそういうことは分かるのですが、一般の方はそういう知識が多分ないと思うので、そういう危険性は確かにあると思います。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） まず、請願趣旨については私もどちらも賛同したいと思います。

特に宇部市でもこの危険性について、ウェブサイトで周知していないという事実も確認できました。

確かメガソーラーのモジュール部分かどこかが火災で、よく危険性を承知している消防隊員が2人、やはりけがをされている事例も知っておりますし。ただ気になるものが、中段にあります「宇部市の水源である小野湖の周りには、太陽パネルが多数存在する。」です。危険性を強調するために、これを入れられたと思うのですが、先ほど、地図アプリで示されたのですが、私が把握しているところでは、この小野湖の周りには1か所、かなり初期にメガソーラーが作られました。

それとあと上流部の吉部の厚東川に1か所、そして、二俣瀬になると思うのですが、農地につけています。

この多数というのがちょっと数が気になります。

紹介議員（三好 保雄 君） 何か所という形ではなくて、パネルの、1枚1枚ということを含めてね。何十か所もあったわけではありませんから、もしそこで請願を出すときに、この文章を変えてということがあればすぐ書き換えます。本当、小野湖のことは、志賀委員さんが一番よく御存じだと思いますので、御指導をありがとうございました。

委員（志賀 光法 君） 小野には、過去に水源の問題とかいろいろなことがありまして、こういうことを書かれれば、気になる方が多くいらっしゃると思いますので、できたら、やわらかい表現にするか訂正していただければと思います。

請願趣旨については私も危険性は十分認識しておりますので、宇部市もししっかりと周知する必要があると思っています。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委員（猶 克実 君） これ、市に対する請願ですから、それを踏まえて、請願事項の中で、2つほど聞きます。対処についてということがあるのですが、周知して、その対処はどういったことを期待されますか。

紹介議員（三好 保雄 君） やはり設置する時に、Aという場所かBという場所か選択する場合には、やはりがけ崩れがないほうとか、選択をこちらをしようとかいう場合あるいは製品で2種類あった、CとDという製品があったならば、安全なほうを選ぼうというような対処というふうにして考えて、この言葉を使いました。

委員（猶 克実 君） もう一つ十分に周知する取組を行うように要望されていますので、周知の方法としてはどういうことを望まれておりますか。

紹介議員（三好 保雄 君） 先ほど志賀委員さんがおっしゃいましたようにウェブサイトということは、真っ先に簡単にできそうですから。やはり市の広報とか通じて、発表して、告知していただければというふうに考えています。

委員（猶 克実 君） 周知することの中に、その対処について周知をするわけですから、どういうふうに周知するのか、中身を「危険性が有ります」で終わりなのか、「危険性があるので、何か火災のときにはどのようにしてください」とか、そのところを具体的にちょっとお聞きしたいですね。

紹介議員（三好 保雄 君） 私も太陽光パネル専門家ではないのですが、私の知人にも専門家がおりますのでそこを聞きまして、ちょっとこの文言を何にしたら一番宇部市にとっていいのかということで聞いて、文章を付け加えるという形にしたいと思います。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） 先ほど小野湖の周りにも太陽光パネルがありまして、それも破損した場合の水源地への影響があるというお話がありましたけれども、この辺については例えば経済産業省や環境省が作っています、業者向けのガイドラインにはこういった対策はないのですか。

紹介議員（三好 保雄 君） そこは若干書いてありましたけれども、やはり能登で実際にそれだけ起きているということで、より体験をしたわけですから、よりガイドラインを、このところは強くというふうな書き方をしていけないかなと思います。

ちょっと私今ここでガイドラインを持ってきていないので、すみません。

委員（吉松 剛 君） 確かに今のこの請願自体は、私も大変いいことだと思っていますけれども、実際に設置するのは業者ですから、どちらかというと業者へのガイドラインといいますか、そちらのほうを強くしたほうがいいかなと思いました。市民の方に周知してもいいと思いますけれども、実際、設置されるのは業者ですから。市民の方も土地を売るときにこの危険性があることによって、売るのをためらうとかいう人が出てくればいいですけれども。

実際に売ってしまえば、設置するのはもう業者ですから、市民への周知も大事ですけども、どちらかというとな業者のほうも、しっかりとその辺りのほう、ガイドラインをもっと強く使う、厳しくするというのが大事だと感じました。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が使われている場合がありますとあるのですけれども、これも正確にこういう物質が使われていてこういう有害な土壌や水源に流出した場合の環境汚染になるのだというような、何かそういう細かい具体的な事例というか、そういうのはありますか。

紹介議員（三好 保雄 君） 私もざっと見て、鉛がこのメーカーには多いとか、このメーカーにはこれが多いとかというところまではちょっと精査してないのですけれども、一般的には有害物質が入っていると。メーカーによって違いました。全部いろいろなメーカーを調べたわけではないのですけれども、国内メーカーの場合には、かなり良くなっているということはあるのですが、どうしても海外、中国、ウイグル自治区のほうからというふうなことで、アメリカはそれを止めているわけですから、かなり問題があるということだと私は理解してます。

また、この件についてはちょっともう少し調べてみて、専門の方にも聞いて、どれがどう、何が人体に影響があるのかというようなことで、文章が必要になれば書き換えていきたいと考えております。

委員（五十嵐 仁美 君） いろいろこの文章を読んでいて、恐れがあるとかという感じの書き方が多いのですけれども、確信というか、はっきりと、具体的なこういう事例があつて実際にこういう危険性があるのだというその断定ができないあたりはもうちょっと調査をしないと、なかなかそれを市民に訴えるにしても、こんな恐れがあるから気をつけましょうよと言ったところでそれは分からない。まして先ほどの物質がその環境汚染を引き起こすようなものの場合には、国のほうでは一体どういう対策をしているのかとか、そういうことも含めて、もうちょっとこのままでは賛成反対しかねる、しかねるというか、ちょっと調査が必要ではないかというふうに感じるのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委員（猶 克実 君） 紹介議員の説明に加えるわけではないのですけれども、この請願の趣旨に書いてあることについては、市民が科学者でも研究者でもないわけですから、ここに恐れがあるとか、曖昧には書いてありますけれども、市民の方が不安に思う理由が書いてあるわけで、根正確な根拠をここに書くことは必要なくて、こういう不安がありますと言っているだけですから、ここについての明確な根拠については、説明する必要が私はないと思います。

確かに恐れがあるとか、ある場合があるとか、曖昧な書き方がしてあるのは、あくまでも請願

者が研究者でも別にないわけで何回も言いますがけれども。

ここの一番大事な請願事項についてのことだけが、一番大事なことではないかと私は思います。

委員長（鴻池 博之 君） 五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 請願の内容にはそれでいいかもしれないのですが、この請願をこの議会の中で承認するというか、認めるとなった場合に、今度は市民に対して、それを受け入れたという、きちんとしたその報告、こういう危険性がある、こういうことがあるから、私たちはこれを受けることにしましたという感じのその部分での調査、もうちょっと詳しく議会で調査をする必要があるのではないかと、ちょっと言いたかったのです。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委 員（猶 克実 君） そんなことを言ったら請願を受けられないと思う。誰も受けられない。一番大事なのは、どういったことがあるという断定をすることはできないと思うのですよ。どんなに調べても、断定はすることできないと。

ただ、不安があるということについては否定はできないのですよ。こういう不安がありますということ自体。

だから、今私が質問したのは、どういったことを周知してどうして欲しいのかということが、一番私は大事なのではないかなと思ったのです。

気をつけて、こういう可能性がありますということだけを周知するだけしか方法がないのかもしれないけれども、議会がその対処方法まで勉強したり、どうしてくれということまで具体的に市民に周知することは、もともとできないと思います。

請願としてこういう市民がこういう不安がありますという声を議会がそれを受けられるかどうかの請願だと思います。

委員長（鴻池 博之 君） 五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） こういう危険性がありますから気をつけてください、では済まないと思うのですよ。やはりここにもうその危険性と対処について、市民に周知してくださいというふうにした請願の内容が書いてありますので、やはりその対処、だからこういうことをしなければならぬのですよというところまで、やはり市としては責任を持ってそこまでやらなくてはいけないというところだと。ちょっと調査はしないとできないなという感じがします。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員

委 員（猶 克実 君） 今の話だと、事故が起きて、何か災害が、大災害でも起きないと請願ができないということになります。可能性がある、こういう不安がありますということを市民に周知することは何も起きない段階では大事なことで私は思います。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。岩村委員。

委 員（岩村 誠 君） この請願書に関しては、市民に周知することを求める請願というこ

とと、最後請願事項には、「市におかれましては」と記載されております。

請願とは出されたら、もし、採択される場合は議会のほうで、きちんと皆さんのほうで議会のほうでも採択、不採択と決めるわけであって、採択というのは何か重いものになると思います。

ただ、その後、国へ意見書なんかを提出したりするということもその請願の中の趣旨にはあるというふうに、説明されている市なんかもあるのですが、これには市におかれましてはというふうに書かれていますが、今まで市に対して何かしらこういう働きかけをして、その上で何か取り上げてもらえなかったとか、全然動いてもらえなかったから、請願を出されているのかと。

今までこのことを市に対して、何か動かれたのであればそういうちょっと今までの経緯というのを教えていただければと思います。

紹介議員（三好 保雄 君） 私個人としては、市に働きかけていることはありません。

今回、全国の動きを見て、やはり能登半島の災害を見まして、それが大きく取り上げられていたので、私もこれはしないといけないという形で、させていただければと思った次第です。

委 員（岩村 誠 君） その思いがあるということであれば、例えば、議会の質問等で、しっかりと市の対応に対して働きかけ、そしてある程度今この委員会で少し疑問というか、これはどうなのかというようなこともあったと思いますので、市のにしっかりと質問して、そのこともきちんと答えていただき、議論して、市民に分かっていただき、最終的に要望を上げたりすれば、まずそこで取り上げてもらえる可能性もあるのではないかなと思います。

内容に関しては周知することが大変必要だなと思いますが、先ほど言いましたように、請願というのはまたちょっとさらに一步向こうというか、というものがあって、なかなかそれまでの働きかけがうまくいかなかったらと言ったら失礼ですけども、なかったりとか、それから団体さんが請願されたりとかいうのがあるのですが。少しこれを請願に出されたということの趣旨について、まずは先に市への働きかけはないかなと思います、で止めておきます。答弁は結構ですので、もし何かあればお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 芥川委員。

委 員（芥川 貴久爾 君） 私も、今の請願事項について、普通国のほうに自分の気持ちがなかなかいかないのでというようなことが多いのかなと。今回、市においてはと書いてあるので、言われたように、市のほうに何か言って、何もしていないよということであれば、それはちょっとおかしいと、議会としても市に何か言うようにお願いします、ということならば、まだ分かるのですけれども、今言われたように市に言って、何もないのなら、議会が市に請願をするというのは分かるのですけれども。

これ、今岩村委員さんがおっしゃったように、市のほうで何か言われたかどうかってやはり重要なことではないかなと。

市のほうに、議会として、これをやりなさいというよりも、やはり執行部として、これは当然

今、太陽光の設置の要綱もありますよ。

あの中にも実際にはこういうことが起きたときに、業者にどうするかというようなことも入っていないのですよ、実は。

したがって、考え方としては、非常にいいと思いますので、ぜひこれは1回ちょっと市のほうに言ってもらったが、これを出したら、何か市が全然やってないのではないかという、議会が、意思決定をしているような感じもちょっと反対に受けたので今の岩村議員の話で、その辺で少し議論されるといいのかなというふうに思います。

よろしくお願いします。

紹介議員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

実は本当は、私は国のほうに何か言いたいなというところはあるのです。

やはり国のほうがこう関わっておられるので、私もちょっと事務局に御相談したときに、やはりまず市からだろうというようなことも御意見いただきましたので、その段階として、いきなりやはり市議会として請願ということで、国に、資源エネルギー庁、環境庁にということはちょっと階段が飛びすぎたかなというふうに思っ一応、ではどうしましょうかね、こういう思いが自分にはあるのですけれどもと言って、では市からということで、市というふうにして考えました。もしこれが国ということで、もし国へ行けということで、おっしゃっていただけるのであれば、もう本当に相手先は大臣ということで、国会ということで考えておりますけれども、もしそうであれば、宇部市だけの問題ではなくて全国です。

実はやはり私たち、参政党ですから議員仲間もすごく交流しています。

今、こうなのだけれども、ちょっと出さないかというふうなことで、そこが最初のスタートで、私個人としては最初にこの請願ということは考えてはいなかった。

他にやはり質問とかいっぱいありましたから。

ところが、やはり全国の動きの中ではちょっと宇部市でも、やはりお願いを出していくことが可能ならば、一つ、先輩議員さんのお考えもお聞きしてから出そうかなという思いはあって、結果としてこういう形にしたのですけれども。もし、国へということであれば、国ということで、したいと考えております。

委員長（鴻池 博之 君） 吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 今、言われたように、最後の請願事項が市におかれましてはとのことですので、これ多分請願しなくても、担当課に言えば、多分周知してくれるような気がしたものですから、ちょっとそれを請願とするのがちょっと今、もう趣旨自体は本当に大変賛同しているのですけれども、今のその意見等聞いて。それがどうかなと疑問を少し今持っているところで。

やるのはもっと大きいところで、本当に業者へのガイドラインのほうですね、そこをもっと厳

しくというか、そちらのほうにしてもらえばいいのかなと。

市民周知なんかは多分、担当課に言えばそうやってくださったから、どうかなと思います。

以上です。

紹介議員（三好 保雄 君） ただ、国というほうがいいということを皆さんがおっしゃるならば、ここは相手を国というふうにしていけるのであれば、させていただきたいかなと。

やはり地方自治法の改正もありましたので、本来対等な部分があったのだけれども、少し、有事あるいは災害のところで国があって、緊急という思いもあるのでしょうかけれども、それぞれの地方からの発信ということもやはり大事ではないかなと私は思っておりますので。

もしここで文章をすぐ書き換えるということであれば、そして今志賀委員さんがおっしゃったように、小野の方の思いもあって、これを見た時に何か嫌な思いをする人がいたらよくありませんので、そのようにさせていただこうと思います。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委 員（猶 克実 君） これは国に対する意見書を求めるよう要望、請願でも要望でもないので、市民がこういう不安がありますということに対する、宇部市に対する請願ですから、文章を書き換える必要は私はないと思います。

あと討論で言おうかと思ったのですけれども、市民にこういう不安があるということを受けとめるかどうかということを主に重きを置きたいと思います。

委員長（鴻池 博之 君） 他に、質問よろしいですかね。猶委員。

委 員（猶 克実 君） そのことを踏まえて、文章を書き換えるということを今言われると、この請願の審査ができなくなるので、この請願に対する審査をしているわけ。書き換えるとなると、取り下げるという話と同等になるのですけれども、いかがでしょう。

紹介議員（三好 保雄 君） 取り下げるということになると困りますので、やはり今志賀委員さんが言われた部分については、修正もしてはいけないのですか。

委 員（猶 克実 君） これは国に対する意見書ではありませんから、この文章に対する審査です。

紹介議員（三好 保雄 君） ということは、このままで。今、ここで……。

委 員（猶 克実 君） 文章を書き換えると言ったら、取下げですよ。請願ですから。市民が言われていることを議会が変えるなんていけない。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。討論、採決に移ってもいいですか。

〔三好議員退出〕

委 員（五十嵐 仁美 君） 棄権します。退出してよろしいでしょうか。

委 員（猶 克実 君） 採決のときに退出は分かるのですけれども。討論は聞いてもらわないと。討論で退出というのはちょっとおかしいのではないですか。

委員長（鴻池 博之 君） 討論までは残ってください。

ないようですので、これより、討論に入ります。

討論はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 請願の趣旨に対する市民の気持ちということについては、根拠がどうかということは確かにありますけれども、こういう不安があると言うことは、私も事実だと思いますので、こういう趣旨の請願について、議会として受け入れることについて、賛成の討論をいたします。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） 趣旨はすごく、当然、いいことであると思います。

しかしながら、市に出されるのであれば、やはり市長にその旨やはり十分に知らせるし、また今の請願の趣旨の中にも練るところがあったり、少し若干、スーパーの経営者は発火の恐れがあることを知らなかったと、結局これはどうなったのかというのはちょっとよく分からないし、少しもう一度中を精査されて出されないと、このままでいいですよという話にはならないのではないかなと。

内容は、市民に対して太陽光のパネルについてこういうことがあるよというのは非常に重要なことであるし、やはり先に市長のほうに、これについてちょっと検討してくれないか、というようなことが先にあるべきで、これが出されると、本当に市は何もしていないのかというような話になるのでちょっと何か変な話になるのではないかなという気がします。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

〔浅田副委員長、五十嵐委員退出〕

委員長（鴻池 博之 君） それでは、請願第1号破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願については、これを採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

〔浅田副委員長、五十嵐委員入室〕

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、議案第62号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新設工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 観光スポーツ文化部です。今年度、初めての委員会になりますので、説明の前に自己紹介をさせていただきます。

執行部 観光スポーツ文化部長の青山です。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく次長の白井です。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく次長の森本です。よろしくお願いいたします。

執行部 スポーツ振興課長の明德です。よろしくお願いいたします。

執行部 同じくスポーツ振興課主幹の岡田です。よろしくお願いいたします。

執行部 スポーツ振興課副課長の東野と申します。よろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） はい。それでは説明をお願いします。

執行部 それでは、議案第62号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事）につきまして御説明申し上げます。

これは恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事の契約締結について、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課から説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 それでは御説明させていただきます。

議案集の13ページを御覧ください。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、にぎわい交流施設新築工事に関するものです。

工事場所は、議案集14ページに参考図として記載しております。野球場と陸上競技場の間、恩田運動公園の中央付近となっています。

請負金額は3億7,773万6,700円とし、令和6年4月23日に仮契約を締結しております。

契約の相手方は恩田スポーツパーク整備管理運営業務の受託事業者である、美津濃グループの代表企業である、美津濃株式会社代表取締役水野明人です。

契約の方法は公募型プロポーザル方式による随意契約です。

議決後着工し、完成期日は令和6年12月27日までとしております。

別添の資料を御覧ください。

1ページ目は位置図となります。工事の概要ですが、建築物の構造は軽量鉄骨造平屋建てで、延べ床面積は732.49平方メートル、建築面積780.91平方メートルです。

また、建物周辺の園路広場の整備面積は約2,400平方メートルで、舗装や植栽、彫刻の設置を行うこととしています。

2 ページ目には立面図を掲載しております。3 ページ目には施設のパース図と外観のイメージ図を掲載しています。

4 ページ目には施設内平面図、5 ページ目にはイメージ図を掲載しています。なお、4 ページのエントランス入口は開き戸となっておりますが、自動ドアにすることにしていきます。

24 時間トイレ入口についても、自動ドアにすることにしていきます。

建物は軽量鉄骨造平屋建てで、建物から3メートルほどひさしを延長し、利用者の日陰を確保することとしていきます。

施設にはダンス、ヨガ、卓球の練習場等として利用できる多目的ルームがあり、広さについては16メートル掛ける18メートルで、面積は288平方メートル。

また、選手施設として、ロッカーを備えた更衣室やシャワールーム、衛生施設として、24時間利用できるトイレを完備しています。

その他、来園者の交流できる場として、カフェスペースやキッズスペース、授乳室を設置する予定です。

園内の利用時間内は、北側のアドベンチャー広場と南側の屋根つきグラウンドへの通り抜けが可能で、多くの方が、アクセスしやすい構造となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 多目的ルームというのは、どういう目的、用途で使う予定ですか。

執行部 多目的ルームの利用用途につきましては、軽運動、それから会議、それからダンス、吹奏楽、卓球の練習場等、多様な活用を想定しております。

またバーチャルフィットネスや、eスポーツ等、最新サイバー空間を提供し、新たな利用者の獲得も目指しているところでございます。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） 吉松委員。

委員（吉松 剛 君） 今の確認ですけれども、多目的ルームにはもちろんエアコンは入っていますよね。24時間のトイレもあるということでしたけれども、監視カメラとかそういったものの設置状況はどんな感じですか。

執行部 監視カメラにつきましては、園外から24時間、入口のほうに向けて、防犯カメラを向けるような形で注意喚起といいますか、抑止力を設けるような形にしております。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） すみません。にぎわい交流施設ということなのですからけれども、こ

の中に設置してある更衣室には、シャワーもありますか。

これについては、利用は多目的ルームだけの利用者なのか、この恩田スポーツパークの中でいろいろと活動される方は、全てこの施設とか更衣室とか使用できるのでしょうか。

執行部 シャワーの利用につきましては、にぎわい交流施設以外の方、恩田スポーツパークで運動、スポーツをされる方全ての方が利用できるように考えております。

委 員（志賀 光法 君） このシャワーの利用料、あるいは更衣室の利用料というのは決められるのでしょうか。

執行部 更衣室及びシャワーの利用料については、条例で定める予定にしています。

ただ、通常というか、シャワーについてはコイン式のほうを予定しております。

以上です。

委 員（志賀 光法 君） これはプロポーザルということなのですが、それにしてはシャワーの箇所数、あるいはロッカーとか少ないと思うのですが、提案者はどういう形でこれを提案されたのでしょうか。

多くのランナーとかも利用されるので、恐らく多くの利用者があるのではないと思うのですが、この個数とかどういうふうに提案あるいは決定されたのでしょうか。

委員長（鴻池 博之 君） 答えられますか。

執行部 更衣室の数については、男子が20個、女子が20個を今予定しております。それで、委員が言われますように、実際に多くのランナーが利用されてるというのは現状を把握しておりますけれども、設定の数につきましては、実際に——これだけ人数があるからこれだけの数を設置したという提案ではなかったです。

委 員（志賀 光法 君） それからトイレについては24時間利用できるということは本当にありがたいと思うのですが、このエントランスホール全体が24時間利用できるということでしょうか。

執行部 にぎわい交流施設は、トイレ以外のものにつきましては、24時間の利用はできない形になっております。

トイレの部分については、トイレの入口から入りまして、図面でいくと左側になるのですが、こちらが、シャッターが下りるような形になりまして、キッズルーム等、施設のほうには行けないような形にしております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） はい。いいですか。ほかにありますか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 医務室があるのですが、医者といいますか、誰か常駐されるのですか。

執行部 今のところ医者の常駐というのは考えておらないのですが、何らかの場合でベッ

ども準備しておりますので、一応そちらで休憩といったらおかしいですけども、休憩していただく中で、状況に応じては、救急搬送とかいうことも考えていく必要があるのかなと思っています。

委員（吉松 剛 君） 医務室は誰でも自由に使えるのですか。

誰でも入れるというか、誰もいないですよ、そこには。

執行部 医務室の前に受付がございまして。ここに職員といいますか、人を配置しておりますので、その方を經由して中に入っていく形になります。

委員（吉松 剛 君） そうしたら、その受付の方に当たっては当然医療のそういったノウハウがないわけですよ。対応としては、当然けがとかをしたときには医務室に行って、そこで救急車を呼ぶとかそういうことですか。

執行部 委員さんが言われるように、その場の状況に応じて救急車を呼んで、とかいう形になると思います。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委員（猶 克実 君） このにぎわい交流施設がプロポーザルでと書いてあるのですが、全体の確かプランのプロポーザルでミズノだったと思うのです。この施設の部分をミズノじゃないと。プロポーザルで。全体を考えても、ミズノならちょっと理解しやすいのですけれども、この設計だけが、プロポーザルにした理由というのは何でしょう。

執行部 今この施設だけのプロポーザルではなくて、あくまでも恩田スポーツパークの運営、整備運営業務としてプロポーザルを実施しておりますので、この施設以外の設計についても、ミズノさんのほうでやられているという状況です。

委員（猶 克実 君） 普通に考えて、別にミズノではなくてもよかったかなと思ったりするのですけれども。

これミズノ以外がプロポーザルでやる可能性というのはあったのですか。やはり。

プロポーザルでこれだけを単独にプロポーザルされたということではない。一緒に。

その中の1つの、プロポーザルの中にこの建物が消費税を入れて3億7,700万円は入っていたと。プロポーザルの時に。そういうことですか。

執行部 委員さんが言われたとおり全体を含めてのプロポーザルであったと。そういうことです。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） 今多くのこのスポーツ施設で、アフタースポーツといいますか、終わった後、いろいろな交流ができる、例えば飲食ができるとか、そういう提供をするところがだんだん増えていて、それこそがスポーツを皆でやるということにつながると思うのですけれども、そういう飲食ということはなかったのでしょうか。

執行部 飲食に関しましては、資料の３ページにパース図がございますけれども、この上の左側の図面ですが、ちょっと上から見た形で分かりにくいのですが、白い建物がにぎわい交流施設でございます。右下のところにちょっと白い所、着色しているところがございますけれども、こちらにレンタルキッチンという形で事業者提案で、こちらのほうでキッチン等を設置して、食を提供するような形を計画しております。

委員（志賀 光法 君） 今回とは、別に計画されるということですか。一緒ですか。

執行部 この工事の中にはですね、このレンタルキッチンというのは入っております。先ほど言いました事業者提案になりますので、あくまでも事業者のほうでやれる事業という形になります。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。はい。ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第６２号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市学校給食運営委員会の開催状況について報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。教育委員会です。よろしくお願いいたします。

それでは説明に入ります前に、説明員の自己紹介をさせていただきます。

教育長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

執行部 おはようございます。教育部長の床本です。よろしくお願いいたします。

執行部 教育次長の中村です。よろしくお願いいたします。

執行部 学校給食課長の岡田です。よろしくお願いいたします。

執行部 学校給食課副課長の神田です。よろしくお願いします。

執行部 それでは、宇部市学校給食運営委員会の開催状況について、学校給食課長から説明をさせます。

執行部 それでは、宇部市学校給食運営委員会の開催状況について御報告いたします。

資料1を御覧ください。本運営委員会は、本市における学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市学校給食運営委員会規程により設置しているもので、2の所掌事務にありますように、給食物資の購入や給食費に関すること、学校給食センターの運営に関することなど、必要な事項について調査及び検討を行い、教育委員会に意見を具申するものです。

規程については、資料3を添付しております。令和5年度の委員につきましては、規程の第3条に基づき、小学校長及び中学校長の代表4名、PTA連合会代表4名、保健衛生機関代表の2名、学校栄養士代表1名、教育委員会から3名の計14名を委嘱しており、委員名簿については、資料2のとおりです。

4の開催状況についてですが、令和5年度は令和6年2月19日に開催いたしました。

次に、議事について御説明いたします。

資料4をご覧ください。資料4の次第の次の1ページを御覧ください。

令和4年度から令和5年度の事業実績として、1給食費の収納状況として、収納率を報告いたしました。令和4年度、現年度分収納率99.34%、令和5年度は1月末の見込み値で98.39%でした。

2の学校給食費に関する事務の見直しといたしましては、教職員の給食費を学校を経由せず、市に直接納入していただく。また、新入学児童への学校給食関連の書類を市が直接配付して、学校事務の軽減を図りました。

次に3の学校給食を活用した食育の推進といたしましては、宇部産食材を使用した市内統一献立「パクっとうべ給食」を、令和5年度は2回実施いたしました。

次に、2ページ目、4の衛生管理徹底のための取組といたしまして、県教育委員会が定期的に行っている衛生管理状況調査が1か所、保健所による集団給食施設の定期点検10か所で実施されました。

5の学校給食関係施設等の整備・更新状況といたしましては、令和4年度、屋上防水工事2か所、食器洗浄機等機器の更新が8か所、令和5年度は耐震診断等が3か所、食器洗浄機と機器の更新が7か所を実施いたしました。

3ページの6の物価高騰による食材費の上昇への対応として、保護者の負担増とすることなく、給食の質と量を維持するため、1食当たりの食材費を小学校280円、中学校310円とし、児童生徒の給食費は小学校250円、中学校280円に据え置いたまま、令和5年度は、国の交付金を活用して、給食費を上回る食材費30円分を、公費により負担していることを説明いたしま

した。

次に4ページの令和6年度の学校給食費についてですが、令和6年度においても、令和5年度と同様に、給食費は据え置いたまま給食費を超える食材費の増加分を公費負担することを報告いたしました。

以上で、宇部市学校給食運営委員会の開催状況についての報告を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で報告は終わりました。

質問はありませんか。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） 5番の学校給食関係の施設等の整備・更新状況というのが記載されており説明があったのですけれども、今後やはり、児童数、生徒数が減少している中で、給食施設の統廃合を考えられて進められると思うのですけれども、その辺については恐らく、給食調理員の人数の問題、定年退職の問題とかいろいろあると思うのですけど、そういうことは今回は協議はされなかったのでしょうか。

執行部 はい。この委員会においては協議しておりません。以上です。

委員（志賀 光法 君） その統廃合ということについては、これもどういう手順で進められたのでしょうか。この場で聞くのは申し訳ないのですけれども。お答えできればお答えください。

執行部 調理場の集約を検討している所がございまして、今そちらのほうには、地元のほうにと申しますか、保護者に対しての説明を行っているところです。

委員（志賀 光法 君） すみません、この場で聞いて。その方針というのはどこで決められたのでしょうか。統廃合方針というか、そもそもの根幹というのが、教育委員会で決められたのでしょうか。こういう運営協議会に諮られて決められたのでしょうか。もうこれで終わりにします。

執行部 再編の見直しにつきましては、そもそも個別施設計画、市の公共施設等個別施設計画の中で、再編のケースの中に組み込まれております。それで、その市の中で決定した上で、教育委員会としても先ほどの志賀委員がおっしゃられた職員の配置の状況とか、そういうところ、あるいは老朽度の状況等踏まえまして、児童生徒が減少して、提供食数も当時に比べて減っている、また、施設の老朽化も進んでるということで、現在3施設について、再編の方向で今、地域の方と保護者の方とお話を進めさせていただいてございます。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） よろしいですか。ほかにありますか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） この2月に行われています運営委員会なのですからけれども、14人中委員は何人の参加だったのでしょうか。

執行部 はい。出席は6名でした。

委 員（五十嵐 仁美 君） その6名の中には、市のからももちろん参加されていますよね。

執行部 市の事務局は出席をもちろんしていますけれども、委員として委嘱されている3名につきましては、欠席となっております。

委 員（五十嵐 仁美 君） 年に1回しかされていないのかどうか分かりませんが、半分にも満たないで、こういう運営委員会を行っているということ自体に、非常に何か問題意識の低さを感じるのですけれども、この存在をどのように考えているのでしょうか。

執行部 これはもう、もちろん学校給食に関する大事なことの意見を伺ったりという場で大切な場とは考えております。

今回2月の委員会に関しましては、当日、突然の欠席というのが相次ぎましたので、延期等をしておりません。そのところは、年に1回しかない会議ですので、あまりよくなかったかなと思っております。

委 員（五十嵐 仁美 君） 給食の調査及び検討を行って教育委員会に意見を具申するということなのですが、学校給食の円滑な運営のために、給食物資の購入に関する内容などもその内容の中に入っているのですけれども。

時田議員がちょっと一般質問の中で何度か出していたのですけれども、非常にその購入のやり方も問題があるということが発覚している中で、きちんとした調査とか検討を、ここでやらないでどこでやるのだという感じがあるのですけれども。

そのあたりはどのように考えていますか。

執行部 給食の納入方法につきましては、現段階で登録制度という形で、こちらについては、会合で御説明していると思います。ただ、委員のおっしゃるとおり、時田議員のほうからも指摘いただいている事項については、市のほうで見直しの検討をしまして、またこちらに諮っていきたいと考えております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） はい。報告内容についての中身の件で、給食費の納入状況が99.何%と今言われましたよね。確か、振替ではなかったですか。100%ではないのが、なぜかというのがちょっと聞きたいのですけれども。

執行部 はい。口座振替が100%ではございませんので、また口座の振替の手続をしておりますが残高不足で落ちないという場合もありますので。なかなか100%にはなっていないという状況です。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 残高が不足して落とせなかったという話も聞いたのですが、振替手続は100%行われてないのですか。

執行部 口座振替ではなくて、納付書で支払われている方というのもまだおります。

委員（猶 克実 君） 振替手続にしないで納付書手続にしていると。99.何%のちょっと残りがあるのですけれども。その振替を落とせなかった、納付率100%にならなかったら、その後はどうされるのですか。

執行部 納付口座の振替の場合に落ちなかった方、また納付書で払っていく方で、払っていただけなかった方については、督促というか催促は、もちろんしておりますので、口座にも納付書を送って、これで納めてくださいという催促はしています。

委員（猶 克実 君） 催促をして未納のままということですか。

執行部 まとめて払うのが難しいので、分割で払いますという方もいらっしゃいますし、あと全く払われない方もいます。

委員（猶 克実 君） 分割して払われない方もおられるのですか。

執行部 何か月間かずっと払われない未納の状況が続いていて、結局何万円という金額になってきますので。そういう方に関しては、納付を分割でもいいのでということで、分割で遅れて払っていただいているという状況はございます。

委員（猶 克実 君） ここでやるのは一般質問ではないからちょっと聞いてあまりやりにくいのですが、給食費は確か生活保護の方も給食費代と言って支払われていますよね、その分が。払われてないのですかね。

執行部 もちろん、払われていますけれども、保護者の方から入れていただくのではなくて、もう生活保護費のほうから直接こちらに入ってくるようになっておりますので、生活保護の方に関しては、100%納めていただいているという形にはなっております。

以上です。

委員（猶 克実 君） では、別の話。もうこれ以上やったら一般質問みたいになるから。

宇部市学校給食運営委員会規程というのが添付資料の中にあって、この委員会の中で、第2条に次に掲げる事項について調査及び検討を行いと書いてあります。先ほど市の給食について報告をしたということで、この6項目の調査検討を行い、ということになると、年1回でいいのですか、それも2月に。

その辺、再検討していただきたいと思います。本当に課題がないということであれば、報告だけでしょうけれども、それでそれも含めて年1回の2月の委員会で出席の6人でしたか。どんな意見が出たのでしょうか。

執行部 議事に関しましては、特に意見というものは出ておりません。

委員（猶 克実 君） 審議会とか委員会、本当意見がでないのが普通になってしまっているのですけれども。いろいろな意味で身近な問題だと思うのですよ。

委員が出やすい環境を作っていただいて、年1回、形式的にやればいいということではなくて、

事前にこういうことに議論をしていただきたいとか、ちょっとPTAの代表として来ている方も意見を持ってこられるでしょうから、やり方を工夫していただきたいというふうに思います。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 今の意見に付け加えというわけではないのですが、資料1では開催日時が13時55分から14時40分になっているのですが、資料4では13時30分から14時30分とあって、同じ会議の中に時間が全然違っているという辺りなんかも、ちょっと真剣さが見えないなという感じがしたのですが、このあたりもやはり取組方がちょっと、いい加減なのではないかなと思いますが、どうですか。

執行部 次第のほうの時間と、資料の時間が違っている……。すみません。あの資料のほうは実際に始まった時間で、実はちょっと30分ほど遅れて始まったということで、こういう表記になっております。

委員長（鴻池 博之 君） 次第のほうが案内の時間ということですね。

執行部 そうでございます。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、以上で、宇部市学校給食運営委員会の開催状況についての報告は終わりました。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、議案第63号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 説明に先立ちまして、自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

執行部 健康福祉部長佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

執行部 次長の加生です。よろしくお願いいたします。

執行部 次長の島田です。よろしくお願いいたします。

執行部 保険年金課長の重村と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく副課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 地域福祉課課長の東原と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく副課長の森嶋と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第63号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてです。

これは山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、お手元にお配りしている資料に沿って御説明をいたします。

まず、1、議案の趣旨についてですが、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、関係地方公共団体、今回の場合は、山口県後期高齢者医療広域連合を構成する県内19市町ですが、これらの関係地方公共団体の協議が必要となります。

この関係地方公共団体の協議に先立ち、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますので、このたびの定例会に議案として提出したものです。

次に、2、改正内容についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約に定める、関係市町が行うこととされている事務を改正する必要が生じたものです。

それでは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正内容について御説明をいたします。

まず（1）ですが、個人番号カードと被保険者証の一体化、いわゆるマイナ保険証の導入に伴い、令和6年12月2日、現行の被保険者証及び資格証明書が廃止されることとなりました。

ただし、経過措置として廃止前日の12月1日までに発行交付された被保険者証等については、廃止後1年間を限度として、当該被保険者証等の有効期限までは使用できるとされました。

なお、現行の資格証明書については、資格証明書という言葉はなくなりますが、医療機関で受診した際、一旦10割負担いただく仕組みは残ります。

マイナ保険証になっても、医療機関側で一旦、医療費の10割分を御負担いただく方であることは把握できます。

また、短期被保険者証については、マイナ保険証の導入に伴い廃止されます。

次に、（2）ですが、令和6年12月2日以降はマイナ保険証の使用が原則化されますが、マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードと被保険者証をひも付けされていない方など、マイナ保険証で医療機関を受診できない方に対しては、新たに資格確認書が交付されることとなります。

この資格確認書には、現行の被保険者証の記載事項と同様に、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、資格取得年月日等が記載されます。

資格確認書という名称になりますが、実質的には現行の被保険者証と変わりはありません。

なお、マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードと被保険者証をひも付けされていない方など、マイナ保険証で医療機関を受診できない方については、医療保険者で把握するため、被保険者からの申請を待つことなく、職権で資格確認書を交付することとなります。

次に（3）ですが、マイナ保険証では、自身の資格情報を目視できないことから、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」が交付されることとなりますが、この資格情報のお知らせには、被保険者番号、氏名、負担割合、有効期限、交付年月日等現行の被保険者証に記載されているよ

うな事項が記載されます。

これら（１）から（３）のような改正が行われたことから、別表第１中、被保険者証及び資格証明書を、資格確認書等に改正する必要性が生じたものです。

なお、改正規約の施行日は、改正法の施行日と同日の令和６年１２月２日となっております。説明は以上となります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） マイナ保険証を持っていない方も持っている方も関係なく、この資格確認書というのは、全員に配布されるというわけではないのですね。

執行部 資格確認書はマイナ保険証を持っていない方、マイナ保険証で医療機関を受診できない方に対して、交付するものですので、マイナ保険証をお持ちの方には交付の予定はしておりません。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） マイナ保険証を持っているけれども、今現在それを使わないで、昔の紙の保険証で使っているという方がなんかとても多いと聞いたのですけれども、そういう方々は、急に紙の保険証が使えなくなるというあたりの、混雑にならないようにどういう考えを持っていますか。

執行部 現行の被保険者証は一旦、令和６年１２月２日に廃止はされますが、例えばその被保険者証の有効期限までは最大１年間使えます。ですので、新たにマイナンバー、——例えばマイナンバーカードを取得するところからひも付けするっていうのは最大１年間猶予がございますので、マイナ保険証を使えるようにお願いをできればと思っております。

委 員（五十嵐 仁美 君） 病院に行かれていた高齢者の方はなかなかそれがよく分からないということが案外多いので、そのあたりを意識をさせる、ちょっと何か手だてがかなりいろいろ必要なのではないかなと思いますけれども、何かそういう段取りというのは何か考えてらっしゃるのですか。

執行部 今現在、マイナ保険証を実際に持っておられる方でも、マイナ保険証を実際に使用したことがあるという方は随分まだ少ない状況です。

国においてはこの原因として、例えば医療機関側で保険証をお持ちですかとか、声かけがまだ不足しているのではないかなというような分析も行われております。

医療機関側での声かけ、我々の周知をはじめマイナ保険証というのをこれから使えるように、行政側としても周知を図って参りたいと思っております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） あとその資格証明書で今、病院を利用されている方に対してはどういう感じになるのですか。

執行部 今現在、資格証明書を交付されていらっしゃる方に対しては、実際に今度は資格証明書はなくなります。

マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書を交付することになります。その方に対しては、事前に10割負担をお願いするようになりますという文章、施行日前にはお送りする予定としております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） マイナ保険証を紛失した場合なのですけれども、現在の紙の保険証であれば多分再発行がすぐできると思うのですけれども、マイナンバーカードというか紛失した場合は多分結構手続き時間がかかりますよね。その間は、とりあえず一旦10割を払っておくというふうなことなのですか。

執行部 マイナ保険証を紛失された場合は、委員がおっしゃるように、あくまで再発行まで時間がかかりますので、その場合は資格確認書を交付して医療機関を受診していただく。

ただそれにはちょっと申請をしていただく必要があるのですけれども、申請をしていただければ資格確認書をお出しして、それで受診をしていただくという流れになります。

委員（吉松 剛 君） 資格確認書は、もう例えばずっと永遠に発行するのですか。あくまでも期間限定ではなくて。

執行部 具体的な運用についてですけれども、資格確認書については、しばらくの間、1年2年3年4年5年と今後続いていくということが想定されております。

委員（吉松 剛 君） いずれなくなるということですか。その場合は、その再発行するまでは10割払うというふうになるのですか。永遠に続かないと、いつまでもたっても多分紛失というのはあるのですよね。

マイナ保険証を失くした時に、それは資格確認書を発行してもらえばいいですけれども、期限つきでいつかなくなるのであれば、なくなったあとは……。

執行部 現在においては資格確認書が廃止されるという流れはございません。資格確認書は今のところ、ずっと発行していくという法改正になっております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 今の質問につけ加えてなのですけれども、マイナ保険証をずっと取るつもりがない場合には、毎年毎年申請をしなくてもこの資格確認書は届くということでは

いのですか。それとも、申請しないと届かないという状況になるのですか。

執行部 被保険者の方には申請していただく必要があるものを、こちらのほうで職権で発行するものというのを適宜区別しながら、被保険者の皆様に確実に医療を受診していただけるように、できるだけ職権で交付できるような形にして運用していきたいと考えております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） では、申請しなくても、年が変わればまた届くというので待っていてもいいのですか。

執行部 その方向で検討したいと思っております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありますか。

ないようですので、これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第63号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で本委員会に付託されました議案の調査は、審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

その他として、行政視察調査票をお配りしたことをお伝えいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、文教民生委員会を閉会いたします。

——— 午前11時9分閉会 ———

令和6年6月19日

文教民生委員会委員長 鴻池 博之